退職後の健康保険 3つ比べて選択を

再

就

職

ま

す

被保険者

の資格を

喪失

い

い

え

退職する日が近づいてきた (参考) 退職後の健康保険の選択 人が、特に気を付けなければな らないのが「健康保険」の手続 きです。75歳になると「後期高 齢者医療制度」に加入するの で、退職してから75歳までの 間は、選択肢の中からどれかを 選ぶことになります。

再就職する場合は、「新しい 勤め先の健康保険に加入」で すが、再就職しない場合、選択

肢は3つです。①「家族の健康保険に加入」 ② 「勤め先の健康保険で任意継続」③ 「市・ 町の国民健康保険に加入 | です。どれを選ん でも70歳までは自己負担は3割で変わりま せんが、保険料は異なります。

①家族の健康保険に加入する(「被扶養 者」になる)場合は、保険料の負担はありませ んが、加入する際に条件があります。例えば 60歳未満の場合は年収130万円未満、60 歳以上の場合は年収180万円未満などです。

② 「勤め先の健康保険に任意継続 | は、退 職時の資格(「被保険者」)を喪失し、「任意 継続被保険者」として勤め先の健康保険に 加入する制度です。加入は最大で2年間、退 職までに継続して2カ月以上の被保険者期 間があれば任意継続できますが、「退職翌日 から20日以内 | に手続きが必要になります。

③「①」と「②」以外の人は、「住んでいる 市・町の国民健康保険に加入」です。

選択するうえで気になるのが、扶養家族も 含めた保険料です。②任意継続の保険料は、 退職時のお給料(標準報酬月額)に基づいて 決定されます。勤めていた時の保険料は、勤 め先が半分負担をしていましたが、退職した

に切り替える ので全額負担です。退職時のお給料が高額 な場合は、別途保険料が計算されるので勤 務先に確認しましょう。③国民健康保険の保 険料(税)は、前年(退職の前の年)の所得と 扶養家族の扱いはないので国民健康保険の 世帯の人数に応じて決定されます。市・町で 保険料(税)の算定方法は異なりますので、 国民健康保険の窓口で確認しましょう。

な

れ

る

な

n

な

家族の

扶養に

なれま

すか?

新しい勤め先の健康保 険に加入(再就職先で手

①家族の健康保険に加入

(年収130万円未満が条件、

60歳以上は180万円未満)

③国民健康保険に加入

② 「任意継続被保険者」

続きをする)

普通は、①被扶養者になれなければ、②か ③の選択でしょう。まずは保険料を比較しま しょう。一般的には任意継続の方が保険料は 低いと思われます。そして、高額療養費など の健康保険の給付内容も比較して、選択が ②になったら、20日以内に手続きを忘れず に行いましょう。忘れると

③の前年の所得で計算 される国民健康保険にな ります。翌年は、前年の 所得金額が変わるでしょ うから再度保険料を確認 して選択を再検討してみ ましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長 サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナ

■時間相談 ……1 時間まで5.500円 2時間まで8.800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます



無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわる マネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談……………

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、 時間を気にせず相談できます

